

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	明石市 住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明石市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	—
------	---

評価実施機関名

明石市長

公表日

令和8年9月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	明石市(以下「本市」という。))が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、本市の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。))に基づき、作成されるものであり、本市における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、本市において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」とも表記する。))を都道府県と共同して構築している。 本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。))の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ② 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③ 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④ 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元の市町村(特別区を含む。以下同じ)に対する通知 ⑤ 本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥ 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦ 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))への本人確認情報の照会 ⑧ 住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨ 個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩ 個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	1 住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム 3 中間サーバー 4 共通基盤システム 5 団体内統合宛名システム 6 共通宛名システム 7 戸籍システム 8 在留カード等発行システム 9 証明書コンビニ交付システム 10 申請管理システム 11 マイナポータルびったりサービス
2. 特定個人情報ファイル名	
1 住民基本台帳ファイル 2 本人確認情報ファイル 3 送付先情報ファイル	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び全項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・申請書の受理時に、他の書類が混じっていないかを確認している ・申請書の情報を入力した際は、必ず入力した職員以外の職員がチェックをするようにしている	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
-------------------------	--

当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	-----	---

判断の根拠	
-------	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	前田 正雄	中野 元樹	事後	
令和1年6月21日	I 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二の主務省令」という。)第1条 第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22-2条、第23条、第24条、第25条、第26-3条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43-3条、第43-4条、第44-2条、第45条、第47条、第48条、第49-2条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59-2条、第59-3条	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85-2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二の主務省令」という。)第1条 第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22-3条、第22-4条、第23条、第24条、第24-2条、第24-3条、第25条、第26-3条、第27条、第28条、第31条、第31-2条、第31-3条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43-3条、第43-4条、第44-2条、第45条、第47条、第48条、第49-2条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59-2条、第59-3条	事後	重要な変更にあたらないため (法令改正による修正)
令和1年6月21日	I 基本情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	中野 元樹 後藤 省一	課長 課長	事後	重要な変更にあたらないため (様式変更による修正)
令和1年6月21日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	重要な変更にあたらないため (様式変更による修正)
令和1年6月21日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手	(新規)	十分である	事後	重要な変更にあたらないため (様式変更による修正)
令和1年6月21日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用	(新規)	十分である	事後	重要な変更にあたらないため (様式変更による修正)
令和1年6月21日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	(新規)	十分である	事後	重要な変更にあたらないため (様式変更による修正)
令和1年6月21日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	(新規)	十分である	事後	重要な変更にあたらないため (様式変更による修正)
令和1年6月21日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	(新規)	接続しない(入手)、十分である(提供)	事後	重要な変更にあたらないため (様式変更による修正)
令和1年6月21日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	(新規)	十分である	事後	重要な変更にあたらないため (様式変更による修正)
令和1年6月21日	IVリスク対策 8. 監査	(新規)	自己点検 内部監査	事後	重要な変更にあたらないため (様式変更による修正)
令和1年6月21日	IVリスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発	(新規)	十分に行っている	事後	重要な変更にあたらないため (様式変更による修正)
令和1年10月31日	I 基本情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)(略) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点)(略)	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)(略) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(略)	事後	重要な変更にあたらないため (様式変更による修正)
令和3年3月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム 3 中間サーバー 4 共通連携システム 5 統合宛名システム 6 共通宛名システム 7 戸籍システム 8 在留カード等発行システム	1 住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム 3 中間サーバー 4 共通基盤システム 5 統合宛名システム 6 共通宛名システム 7 戸籍システム 8 在留カード等発行システム	事前	システム再構築に伴う重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月30日	I 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85-2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二の主務省令」という。)第1条 第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22-3条、第22-4条、第23条、第24条 第24-2条、第24-3条、第25条、第26-3条、第27条、第28条、第31条、第31-2条、第31-3条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43-3条、第43-4条、第44-2条、第45条、第47条 第48条、第49-2条 第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59-2条、第59-3条 <情報照会の根拠> なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない。)	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85-2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二の主務省令」という。)第1条 第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22-3条、第22-4条、第23条、第24条 第24-2条、第24-3条、第25条、第26-3条、第27条、第28条、第31条、第31-2条、第31-3条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43-3条、第43-4条、第44-2条、第45条、第47条 第48条、第49-2条 第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59-2条、第59-3条 <情報照会の根拠> なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない。)	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和4年5月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム 3 中間サーバー 4 共通基盤システム 5 統合宛名システム 6 共通宛名システム 7 戸籍システム 8 在留カード等発行システム	1 住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム 3 中間サーバー 4 共通基盤システム 5 団体内統合宛名システム 6 共通宛名システム 7 戸籍システム 8 在留カード等発行システム	事後	システム名の変更に関する軽微な修正
令和4年5月17日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) ～以下略～	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) ～以下略～	事後	法改正に伴う条ずれの修正
令和4年6月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム 3 中間サーバー 4 共通基盤システム 5 統合宛名システム 6 共通宛名システム 7 戸籍システム 8 在留カード等発行システム	1 住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム 3 中間サーバー 4 共通基盤システム 5 統合宛名システム 6 共通宛名システム 7 戸籍システム 8 在留カード等発行システム 9 証明書コンビニ交付システム 10 申請管理システム	事前	システム更新に伴う重要な変更
令和4年6月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年12月1日 時点	令和4年5月1日 時点	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和4年6月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年12月1日 時点	令和4年5月1日 時点	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和5年2月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム 3 中間サーバー 4 共通基盤システム 5 統合宛名システム 6 共通宛名システム 7 戸籍システム 8 在留カード等発行システム 9 証明書コンビニ交付システム 10 申請管理システム	1 住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム 3 中間サーバー 4 共通基盤システム 5 統合宛名システム 6 共通宛名システム 7 戸籍システム 8 在留カード等発行システム 9 証明書コンビニ交付システム 10 申請管理システム 11 マイナポータルびったりサービス	事前	システム更新に伴う重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月3日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) ～以下略～	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) ～以下略～	事後	重要な変更にあたらないため (法令改正による修正)
令和6年8月9日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二の主務省令」という。)第1条 第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条 第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条 第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条 第48条、第49条、第49条の2、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3 <情報照会の根拠> ～以下略～	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) <情報照会の根拠> ～以下略～	事後	重要な変更にあたらないため (法令改正による修正)
令和7年7月16日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	(新規)	十分である ・申請書の受理時に、他の書類が混じっていないかを確認している ・申請書の情報を入力した際は、必ず入力した職員以外の職員がチェックをするようにしている	事前	軽微な修正 (様式変更に伴うもの)
令和7年7月16日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	全項目評価または重点項目評価話実施する	事前	軽微な修正 (様式変更に伴うもの)
令和8年3月27日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和4年5月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事前	標準化に伴う評価の再実施
令和8年3月27日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年5月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事前	標準化に伴う評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	～前略～ 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、本市における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、本市において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」とも表記する。））を都道府県と共同して構築している。 本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ～中略～ なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 ～以下略～	～前略～ 住民基本台帳は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、本市における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、本市において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」とも表記する。））を都道府県と共同して構築している。 本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ～中略～ なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 ～以下略～	事後	
令和8年9月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等） 2 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） ～以下略～	1 番号法 ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等） 2 住基法 ～以下略～	事後	
令和8年9月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項 ～以下略～	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項 ～以下略～	事後	